

2023年5月24日

事務担当者様

日本ITソフトウェア企業年金基金

### 「仮想個人勘定残高のお知らせ」の送付について

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
ます。

さて、当基金では、加入者の皆様に退職後のライフプランのご参考としていただくため、毎年5月後半に当年3月末時点の「仮想個人勘定残高」をお知らせすることと  
しています。

本年につきましても、加入者個人ごとの2023年3月末時点の仮想個人勘定残高の  
お知らせを各事業所宛に本日発送しますので、加入者の皆様に配付させていただきます  
ようお願い申し上げます。

なお、お知らせ記載の用語の説明及び想定されるご質問に対する回答を次ページ  
以降に掲載しましたので、ご参照いただければ幸いです。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話:03-5114-5517(代表)

〈お知らせの見方〉

	2022年3月末 仮想個人勘定残高	当年度 持分付与額	当年度 利息付与額	2023年3月末 仮想個人勘定残高	2023年3月末 基準給与(参考)
第1年金	①	②	③	④	⑤
第2年金					

- ① … 昨年3月末時点の仮想個人勘定残高(個人別資産額)  
 ② … 昨年4月～本年3月に増えた元本(全額事業主負担の掛金+移換した資産額)  
 ③ … 昨年4月～本年3月に増えた利息(利率5.0%)  
 ④ … 本年3月末時点の仮想個人勘定残高(個人別資産額)  
     ①+②+③ = ④  
 ⑤ … 掛金算出の根拠となる基準給与  
     第1基準給与 = 本年3月末時点の厚生年金の標準報酬月額  
     第2基準給与 = 本年3月末時点の口数×1000(円)

〈用語説明〉

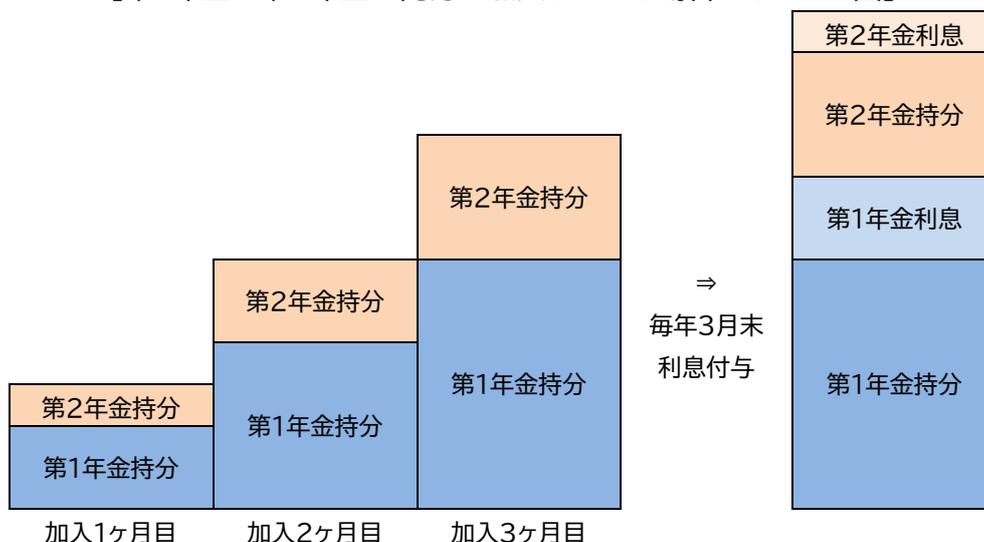
○仮想個人勘定残高

当基金には、「第1年金」と「第2年金」の2つの制度(掛金の算出方法)があり、事業所により ◇第1年金のみ加入 ◇第2年金のみ加入 ◇第1年金と第2年金の両方加入 というように加入状況の違いがあります。

「仮想個人勘定残高」とは、給付の基礎となる数値です。第1年金と第2年金それぞれに「第1仮想個人勘定残高」と「第2仮想個人勘定残高」があります。毎月事業主が基金に納付する掛金が加入者の仮想口座に持分として積み立てられ、毎年3月末に利息が付与されます。なお、掛金は全額事業主のご負担です。加入者個人のご負担はありません。

第1標準掛金	第1基準給与 (年2回厚生年金の標準報酬月額に連動して変更) × 1.1%
第2標準掛金	第2基準給与 = 口数 × 1000円 (口数は事業所の設定により1口～30口)

[第1年金と第2年金の両方に加入している場合のイメージ図]



退職などにより当基金の加入者資格を喪失すると、加入者期間(※)が3年以上ある方には給付を受ける権利が発生します。一時金として受け取る場合は、受給権発生時点の第1仮想個人勘定残高と第2仮想個人勘定残高の100円未満の端数を切り上げたものを合計した金額となります。

※関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金や他の年金制度の資産などを当基金に移換した(持ち込んだ)方については、移換した資産の算定基礎期間が当基金の加入者期間と通算されます。また、当基金の一時金を受けるために必要な期間が「3年以上」ではなく、「1ヶ月以上」となります。

### ○当年度持分付与額

2022年4月分から2023年3月分までの標準掛金の合計額です。また、この期間に資産を当基金に移換した方は、移換した資産の額がこの額に含まれています。

#### [持分付与の例]

第1基準給与 2022年4月分～2022年9月分 320000円  
 2022年10月分～2023年3月分 340000円

$$320000円 \times 1.1\% \times 6ヶ月分 = 21120円$$

$$340000円 \times 1.1\% \times 6ヶ月分 = 22440円 \quad \underline{\underline{\text{計 } 43560円}}$$

## ○当年度利息付与額

毎年3月末に利息が付与されます。利息には、直前の利息付与日における仮想個人勘定残高に付与される第1利息と直前の利息付与日以降付与された持分付与額に付与される第2利息があります。

第1利息の計算式： $A1 \times B \times C1 \div 12$

A1：直前の利息付与日における仮想個人勘定残高

B：利息付与率(再評価率)

C1：直前の利息付与日の翌日の属する月から利息付与日の属する月までの月数

第2利息の計算式： $A2 \times B \times C2 \div 12$

A2：直前の利息付与日以降、利息付与日までに付与された持分付与額

B：利息付与率(再評価率)

C2：A2の持分付与額が付与された持分付与時の属する月から利息付与日の属する月までの月数

利息付与率(再評価率)は、前年1月から12月までの間に係る複合ベンチマーク収益率から0.5%を控除した率で、毎年4月に改定されます(上限5% 下限0%)。2022年4月から2023年3月までの利息付与率は5.0%です。

### [利息の計算例]

2022年3月末時点の仮想個人勘定残高:85735円

第2基準給与: 1000円(1口)

#### 第1利息

$$85735 \times 5.0 \div 100 \times 12 \div 12 = \underline{4286.75 \text{ 円}}$$

#### 第2利息

$$2022 \text{ 年 } 4 \text{ 月分 } 1000 \times 5.0 \div 100 \times 12 \div 12 = 50$$

$$2022 \text{ 年 } 5 \text{ 月分 } 1000 \times 5.0 \div 100 \times 11 \div 12 = 45.0833\dots$$

⋮

$$2023 \text{ 年 } 2 \text{ 月分 } 1000 \times 5.0 \div 100 \times 2 \div 12 = 8.3333\dots$$

$$2023 \text{ 年 } 3 \text{ 月分 } 1000 \times 5.0 \div 100 \times 1 \div 12 = 4.1666\dots$$

小計 325 円

$$4286.75 + 325 = 4611.75 \text{ 1円未満端数切り上げ } \underline{\underline{4612 \text{ 円}}}$$

※第1利息は「第1年金に付与される利息」ではありません。前年度末時点の仮想個人勘定残高に付与される利息です。第1年金と第2年金両方に加入している場合、それぞれの仮想個人勘定残高ごとに第1利息と第2利息を計算します。

※関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金や他の年金制度の資産などを当基金に移換した（持ち込んだ）方については、移換した資産ごとに仮想個人勘定残高が設定されており、上記の計算例では実際の利息が算出できないことがあります。

〈FAQ〉

Q1 昨年は「令和3年度末仮想個人勘定残高」の「お知らせ」を受け取りました。今年の「お知らせ」は「2023年3月末時点の仮想個人勘定残高」となっています。「令和4年度末仮想個人勘定残高」の「お知らせ」は交付されないのでしょうか。

A1 和暦や会計年度による表記がわかりにくいというご指摘をいただき、本年から西暦及び暦年による表記に改めました。

令和3年度末 = 2022年3月末時点

令和4年度末 = 2023年3月末時点

となります。

Q2 退職した加入者の「お知らせ」が届きました。

A2 「お知らせ」を作成したデータの基準となった届書の締切日は次のとおりです。

◆加入者資格の喪失及び加入者氏名の変更 :4月25日までに受付

(データによる場合は4月26日までに受付)

◆加入者資格の取得及び基準給与の変更・訂正 :4月4日までに受付

(データによる場合は4月5日までに受付)

退職した加入者の方の「お知らせ」が届いたとすれば、「加入者資格喪失届」を4月26日以降に受け付けたケースまたはまだご提出いただいていないケースと思われます。

加入者資格を喪失し、給付を受ける権利が発生した方には、「加入者資格喪失届」をご提出いただいてから3～5週間後に、資格喪失時の仮想個人勘定残高に基づき、給付のご案内をお送りします。

このたびお送りした「お知らせ」は不要ですので、破棄して差し支えありません。「加入者資格喪失届」の提出状況をご確認ください。

Q3 今年4月に入社した加入者の「お知らせ」が届いていません。

A3 このたびの「お知らせ」は2023年3月末時点の仮想個人勘定残高をご案内するものです。4月以降に加入者となった方の分は作成していません。

Q4 65歳以上の者の「お知らせ」が届いていません。

A4 当基金では加入者の年齢の上限が65歳です。加入者ではないため、65歳以上の方の分の「お知らせ」は作成していません。

65歳到達で加入者資格を喪失した方には、退職した方と同様に、資格喪失届をご提出いただいてから3～5週間後に給付のご案内を送付しています。

Q5 62歳以上65歳未満の者の「お知らせ」が届いていません。

A5 前述したように当基金では加入者の年齢の上限が65歳であるため、加入者資格取得届が提出された際、65歳到達まで加入しても加入者期間3年に満たない方(受給権が発生しない方)については、加入者としません。

ただし、62歳以上65歳未満の方でも、次のいずれかに該当する場合は加入者となります。

- i 関東IT ソフトウェア厚生年金基金の分配金を当基金に持ち込み、待期者となった方が当基金に加入した場合
- ii 加入者資格を喪失し、給付の受給権が発生した方が給付を受けることなく当基金に再加入した場合

Q5 加入者期間が3年未満の者にも「お知らせ」が届きましたが、この者がすぐに退職した場合も給付が受けられるのでしょうか。

A5 当基金の給付を受けるには、原則として加入者期間が3年以上必要です。退職などにより加入者資格を喪失した時点で期間が3年未満の方は給付が受けられません。このたびの「お知らせ」は3月末時点の仮想個人勘定残高を把握していただくためのものであるとお考えください。

ただし、関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金や他の年金制度の資産を当基金に移換した方については、移換した(持ち込んだ)資産の算定基礎期間を当基金の加入者期間と通算します。また、当基金の一時金を受けるために必要な期間が「3年以上」ではなく、「1ヶ月以上」となります。

Q6 「2023年3月末基準給与(参考)」から算出した標準掛金の額に12を乗じ、1年分の掛金額を算出しましたが、「当年度持分付与額」と一致しません。

A6 第1年金及び第2年金の変額コースでは、年2回、4月と10月に該当者について「基準給与変更届」をご提出いただくことで基準給与が変更になることがあります。10月に「基準給与変更届」を提出し、基準給与が9月以前のものから変更になっていないかご確認ください。

また、2022年4月から2023年3月までに資産を当基金に移換した(持ち込んだ)方については、移換した資産の額が「当年度持分付与額」に含まれています。